

「平成 30 年度厚生労働科学研究」に対するパブリックコメントについて

2017 年 10 月 2 日 厚生労働省厚生科学課あて提出

1 5. 長寿科学政策研究事業 (p. 29-30)

「2. 研究事業の概要」において、「増大する看取りへの対応等、喫緊の課題が山積」しているため、平成 30 年度研究において検討を要する主な内容の一つとして「看取りへの対応も含めた介護サービスの提案」が挙げられています。

「看取りへの対応等」に関しては、在宅サービス及び施設・居住系サービスのいずれにおいても、医師や看護師のみならず、ソーシャルワーカーやケアマネジャー、介護職員等や家族との協働により対応することが求められています。また、先般の民法の一部改正によって成年後見における死後事務が法定化されたことにより、成年後見人（市民後見人を含む）も看取りへの対応が求められると考えられます。

しかしながら、看取りケアに携わる介護職員等には「死」に対する不安の意識があり、また看取りケアの方法や看取りにおけるソーシャルワークが標準化されているとは言い難い状況にあります。

また、在宅サービス及び施設・居住系サービスのいずれにおいても、急変時や夜間時における人員不足などの組織的な課題があり、そのために十分な対応ができないばかりか、サービスの提供を断る例もあると聞きます。

「平成 30 年度に新たに推進すべき研究課題（新規課題）」に示されている「在宅療養や介護施設等における医療ニーズ及び看取りへの対応も含めた介護サービスの提案」について、「介護サービスの提案」だけでは不十分であり、看取りの場面に携わる人材に関する視点と専門職間におけるコンフリクトマネジメント等も課題に含むべきです。人口減少社会において、人材の確保がより一層困難になる中で、増大する看取りへの対応等を確実なものとしていくため、看取りの場面に携わる人材に関する視点等にも着目し標準化を目指す調査研究を進めるべきと考えます。